

こんなときには、 国民年金の届出をお忘れなく!

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更する場合、そのつど届 出が必要となりますので、お忘れなく手続きをお願いします。

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納め ます。ただし60歳未満の老齢(退職)年金受給者の方は任意加入になります。

種別

第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方 第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方

第3号被保険者 会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

	こんなとき	種別	届出先							
第1号被保険者	20歳になった時 (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	会社や役所などに就職したとき	第1号⇒第2号	勤務する事業所							
	配偶者の扶養になったとき (婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所							
	保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	学生で保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	60歳以上等任意加入するとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	氏名・住所が変わったとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	年金手帳をなくしたとき	第1号	市役所市民課 国民年金担当							
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき	第2号⇒第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	会社を退職し配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第2号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所							
	氏名・住所が変わったとき	第2号	勤務する事業所							
	年金手帳をなくしたとき	第2号	勤務する事業所							
	20歳になった時	第3号	配偶者の勤務する事業所							
第3号被保険者	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第3号⇒第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	会社や役所に就職したとき	第3号⇒第2号	勤務する事業所							
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増等)	第3号⇒第1号	市役所市民課 国民年金担当							
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所							
	年金手帳をなくしたとき	第3号	社会保険事務所							
	金手帳をなくしたとき 第3号 社会保険事務所									

[※] 手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。

新潟西社会保険事務所による 平成20年度 定例社会保険事務相談所

月 受付時間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
午後1時30分 ~3時30分	16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18
午前9時 ~11時	17	22	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19

場所 トキのむら元気館 (新穂瓜生屋362番地1) 市役所新穂支所の近くです。

※台風等により佐渡汽船が欠航する場合、やむを得ず開催日や受付時間を変更する場合がありますので、新潟西社会保険事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

·新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

・ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

・市役所 市民課 国保年金係 ☎63-5112 または各支所市民課国民年金担当係